

## 第30節 定住者

### 第1 在留資格の審査

#### 1 定住者の在留資格について

「定住者」の在留資格は、他のいずれの在留資格にも該当しないものの、我が国において相当期間の在留を認める特別な事情があると法務大臣が判断した者を受け入れるために設けられたものである。

法務大臣が「定住者」の在留資格に該当する地位を指定する方法には、あらかじめ平成2年5月24日法務省告示第132号出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年5月24日法務省告示第132号。以下、本節において「定住者告示」という。）をもって一定の類型の地位を定めておき、そのいずれかに該当する場合にその入国・在留を認めるものと、個々に活動の内容を判断して、その入国・在留を認めるものがある。

入管法第7条第1項第2号の規定により、入国審査官が上陸の許可に際して「定住者」の在留資格を決定できるのは、法務大臣が定住者告示をもってあらかじめ定めている地位を有する者としての活動を行おうとする外国人の場合に限られる。

#### 2 該当範囲

入管法別表第2の「定住者」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
-----------------------------------

#### 3 定住者告示

あらかじめ定住者告示をもって定められた活動は次のとおりである。

##### (1) 第1号

一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であって、国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要なものと認め、我が国に対してその保護を推薦するもののうち、次のいずれかに該当するものに係るもの イ 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの、その配偶者又はこれらの者の子、父母若しくは未婚の兄弟
--

## 姉妹

- ロ この号（イに係るものに限る。）に掲げる地位を有する者として上陸の許可を受けて上陸しその後引き続き本邦に在留する者の親族であって、親族間で相互扶助が可能であるもの

## ア 背景

いわゆる「第三国定住」による難民（以下「第三国定住難民」という。）の受入れに係る規定である。「第三国定住」とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものである。第三国定住難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。

我が国においては、平成20年12月16日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」及び同閣議了解に基づき策定された同月19日付け難民対策連絡調整会議決定（平成24年3月29日付け一部改正）「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」に基づき、平成22年度から平成26年度まで、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、定住支援を実施した。

その後、平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」及び同日付け難民対策連絡調整会議決定（平成29年6月30日付け一部改正）「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」に基づき、平成27年度から、マレーシアからのミャンマー難民の受入れ及びタイから受け入れたミャンマー難民の家族呼び寄せを開始し、第三国定住難民の受入れを本格実施することとなった。

さらに、令和元年6月28日、平成26年1月24日付け閣議了解の一部変更及び同日付け難民対策連絡調整会議決定の一部改正により、令和2年度以降、受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）に拡大し、家族単位での受入れに加えて単身者も受け入れること、受入れ人数についても年に約60人（受入れ回数も年に1回から2回に変更）の範囲内に拡大すること、また、家族呼び寄せの対象を第三国定住により受け入れた難民の親族とすることなどの決定がなされた。

イ 上陸審査

我が国が受け入れる第三国定住難民に対しては、在外公館限りで滞在期間を「5年」とする特定査証が発給されるので、当該内容に基づき上陸を許可する。

ウ 在留期間更新許可申請の審査

(ア) 提出資料

主たる生計維持者の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額の記載されたもの）

(イ) 審査

退去強制事由に該当していない限り、許可するものとする。

(ウ) 在留期間

原則として「5年」を決定する。

(2) 第3号

日本人の子として出生した者の実子（前2号又は第8号に該当する者を除く。）  
であって素行が善良であるものに係るもの

ア 該当範囲

次のいずれかに該当し、かつ、素行が善良であるものが該当する。

(ア) 日本人の孫（3世）

(イ) 元日本人（日本人の子として出生した者に限る。以下同じ。）の日本国籍離脱後の実子（2世）

(注) 日本人の子として出生した者が日本国籍を有する（又は有していた）場合、その有する間に生まれた子は「日本人の配偶者等」の在留資格に該当する。

(ウ) 元日本人の日本国籍離脱前の実子の実子である孫（3世）

イ 審査

(ア) 身分関係の信ぴょう性について、身分関係を立証する証明書に基づき審査する。

(イ) 素行が善良であることについて、下記4により審査する。

(ウ) 経費支弁能力について、第28節第1の4(1)に準じて審査する。

ウ 審査のポイント

(ア) 身分関係を立証する証明書に偽変造のないこと、記載内容が身分を立証するものとして齟齬がないことを確認する。

(注) [REDACTED]

(イ) 生計維持能力について、同一世帯の収入の合計額が生計を維持するに足りるものであることを確認する。

エ 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 学齢期（義務教育の期間をいう。以下同じ。）の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。以下同じ。）に通学しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。）</p> <p>④ 学齢期の子にあっては、小学校又は中学校に通学しているもの（上陸時の在留期間の決定の際には適用しない。）</p> <p>⑤ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑥ 未成年の者を除き、一定以上の日本語能力（法務大臣が告示で定める日本語教育機関において6月以上の日本語教育を受けたもの、「日本語教育の参照枠」におけるB1相当以上の日本語能力を有しているもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けたもの）を有しているもの</p> <p>⑦ 配偶者として在留する者（定住者告示第5号該当者）にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻及び同居期間が3年を超えるものに限る。）</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 配偶者で在留する者（定住者告示第5号該当者）にあっては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況から見て、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの</p> <p>② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>

1年	<p>次のいずれかに当するもの。</p> <p>① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 配偶者として在留する者(定住者告示第5号該当者)にあつては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が6月を超えて1年以下のもの</p>
6月	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 配偶者として在留する者(定住者告示第5号該当者)で、離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの(夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。)</p> <p>② 配偶者として在留する者(定住者告示第5号該当者)で、夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2

(1)

ア

イ

(2)

3 「日本語教育の参照枠」におけるB1相当以上の日本語能力」とは、具体的には、日本語能力試験N2に合格したもの、同試験N3に合格し総合得点が104点以上である(成績書類にCEFRレベルが「B1」と参考表示された)ものが対象となる。

なお、当面の間、従前から対象と認めていた財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストの400点以上を取得したものについても、「日本語教育の参照枠」におけるB1相当以上の日本語能力を有するものとみなす。

(注) 一定の日本語能力を有することは特別な場合を除き我が国に在留する上で不可欠と言えるが、当面は「5年」の在留期間を決定する場合についてのみ要件とするこ

ととしている。

(3) 第4号

日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（前3号又は第8号に該当する者を除く。）であつて素行が善良であるものに係るもの

ア 該当範囲

日系1世が日本国籍を離脱した後に生まれた実子の実子である孫(3世)であつて、かつ、素行が善良であるものが該当する。

(注) 1年以上の在留期間を指定されている定住者(3世)である父又は母を持つ日系4世で、当該定住者の扶養を受ける未成年未婚の実子は、定住者告示第6号に該当する。

イ 審査

上記(2)イにより審査する。

ウ 審査のポイント

上記(2)ウ参照。

エ 在留期間

上記(2)エによる。

(4) 第5号

次のいずれかに該当する者（第1号から前号まで又は第8号に該当する者を除く。）に係るもの

イ 日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者

ロ 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第3号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者及びこの号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者

ハ 第3号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するもの（この号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚をしたものを除く。）の配偶者であつて素行が善良であるもの

ア 該当範囲

次のいずれかに該当する者が該当する。

(ア) 日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者

(注) 日系人について3世まで定住者として受け入れることとしたことに伴い、その配偶者も定住者として入国・在留できることとしたので、それとの均衡を図るため、日系2世である「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する日本人の子として出生した者の配偶者についても定住者として入国・在留を認めることとしたものである。

(イ) 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第3号又は第4号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者及びこの号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者

(注)

[Redacted text block]

「当該在留期間」とは、指定されている在留期間、すなわち、現に有する在留期間を意味し、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けている場合には、当該更新又は変更前の在留期間は含まない。

(ウ) 第3号又は第4号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するもの（この号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚したものを除く。）の配偶者であって、素行が善良であるもの

イ 審査

上記(2)イにより審査する。

(注) 素行善良要件については、本号ハに該当する者に限る。

ウ 審査のポイント

(ア) 上記(2)ウ参照。

なお、配偶者の身分については、法律上の婚姻関係だけではなく、実体のある婚姻であるかを判断する。

(注) ①

[Redacted text block]

②

[Redacted text block]

(イ) 在留資格の決定時

① 質問書（認定・変更用）の提出を求める。

②

③

④

⑤

(ウ) 在留期間の更新時

エ 在留期間

上記（2）エによる。

オ 入管法第5条に該当する者からの在留資格認定証明書交付申請等があった場合の取扱い

第28節第1の4（5）参照。

(5) 第6号

次のいずれかに該当する者（第1号から第4号まで又は第8号に該当する者を除く。）に係るもの

イ 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

- ロ 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第3号、第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者を除く。）の扶養を受けて生活する当該者の未成年で未婚の実子
- ハ 第3号、第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子であつて素行が善良であるもの
- ニ 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者の配偶者で日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

ア 該当範囲

日本人、「永住者」の在留資格をもって在留する者、特別永住者若しくは1年以上の在留期間を指定されている「定住者」の在留資格をもって在留する者（以下、説明の便宜上「X」と総称する。）又はその配偶者（以下、説明の便宜上「Y」という。）の実子（現在の配偶者又は離婚若しくは死亡した配偶者との間の子（非嫡出子を含む。））について、X又はYの扶養を受けて生活すること、未成年かつ未婚であることを条件に入国・在留を認めることとした規定であり、次のいずれかに該当する者が該当する。

（注）実子は、未成年（18歳未満）であれば本号に該当するので、扶養を受けないことが何らかの客観的事実に基づき明らかである場合を除き、単に18歳に近いことを理由に在留資格認定証明書交付申請を不交付とすることはしない。

（ア）日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

（注）日本人の実子のうち、日本人の子として出生した者は、「日本人の配偶者等」の在留資格に該当し、また、当該実子の親が日本人の子として出生した者の場合は、第3号に該当することとなるので、現行国籍法の下で本号に該当するのは帰化により日本国籍を取得した者の子となる。

また、永住者又は特別永住者の実子については、本邦で出生し引き続き本邦に在留する者は「永住者の配偶者等」の在留資格に該当し、本邦外で出生した者又は本邦で出生後引き続き本邦に在留していない者は本号に該当する。

(イ) 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第3号、第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者を除く。）の扶養を受けて生活する当該者の未成年で未婚の実子

(ウ) 第3号、第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子であつて素行が善良であるもの

(注) いわゆる日系人の子又は配偶者として「定住者」の在留資格をもって在留する者の実子について、素行善良要件の適用を受けることとしたものである。

(エ) 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者の配偶者で日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

(注) 配偶者のみの実子である者について、配偶者が「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する場合には、第6号ニに該当する。

#### イ 審査

上記(2)イにより審査する。

(注) 素行善良要件については、本号ハに該当する者に限る。

#### ウ 審査のポイント

上記(2)ウのほか、以下の点に留意する。

(ア) 「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」が入国後成人に達し又は婚姻した場合や就労することとなった場合であっても、これらの事実をもって直ちに在留を否定する趣旨ではない。なお、「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」に該当しなくなった者について在留期間の更新を許可する場合は、入国・在留目的コードを「その他」へ変更すること。

(イ) 日系3世である親の「扶養を受けて生活する未成年で未婚の実子」のうち、当該親は帰国するものの、本邦において在学中であり、引き続き在学したいとして在留を希望する者については、一定の年数、当該親と共に在留し、我が国の教育を受けている事情等を鑑み、親が帰国することのみをもって直ちに在留を否定せず、適切な監護人があること、滞在費支弁方法等を確認の上、在留を認めるべき「特別な理由」があるものとして「定住者」（告示外）をもって在留を認める方向で検討する。

なお、本邦在留歴が数年にとどまる等、「特別な理由」を認めることとならない場合は、「留学」への該当性について検討し、それが認められるときは、申請内容変更の申出を案内する等して対応する。

第12編 在留資格

エ 在留期間

上記(2)エによる。

(6) 第7号

次のいずれかに該当する者の扶養を受けて生活するこれらの者の6歳未満の養子(第1号から第4号まで、前号又は第次号に該当する者を除く。)に係るもの

- イ 日本人
- ロ 永住者の在留資格をもって在留する者
- ハ 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者
- ニ 特別永住者

ア 該当範囲

日本人、「永住者」の在留資格をもって在留する者、特別永住者又は1年以上の在留期間を指定されている「定住者」の在留資格をもって在留する者の養子については、日本人の特別養子以外は、当然には入国・在留が認められないこととされているが、これらの者の扶養を受けて生活する6歳未満の養子については、「定住者」として入国・在留を認めることとした規定である。

(注)

イ 審査

上記(2)イにより審査する。

ウ 審査のポイント

上記(2)ウ参照。

エ 在留期間

上記(2)エによる。

(7) 第8号

次のいずれかに該当する者に係るもの

- イ 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの
- ロ 前記イを両親として昭和20年9月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

- ハ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第1条第1号若しくは第2号又は第2条第1号若しくは第2号に該当する者
- ニ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等であつて同条第4項に規定する永住帰国により本邦に在留する者（以下「永住帰国中国残留邦人等」という。）と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該永住帰国中国残留邦人等の親族であつて次のいずれかに該当するもの
- (i) 配偶者
  - (ii) 18歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）
  - (iii) 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であつて当該永住帰国中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの
  - (iv) 実子であつて当該永住帰国中国残留邦人等（55歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該永住帰国中国残留邦人等から申出のあつたもの
  - (v) 前記（iv）に規定する者の配偶者
- ホ 6歳に達する前から引き続き前記イからハまでのいずれかに該当する者と同居し（通学その他の理由により一時的にこれらの者と別居する場合を含む。以下同じ。）、かつ、これらの者の扶養を受けている、又は6歳に達する前から婚姻若しくは就職するまでの間引き続きこれらの者と同居し、かつ、これらの者の扶養を受けていたこれらの者の養子又は配偶者の婚姻前の子

#### ア 該当範囲

本号は、第3号から第7号までに該当する者のうち、中国残留邦人等の配偶者やその子孫及びその配偶者について、入国・在留を認めるために規定したものである。ホは、中国残留邦人等の実子でない場合であっても、実子と同様に中国残留邦人等に養育された特別な事情を考慮したものである。

#### イ 審査

上記（2）イにより審査する。

（注）第8号については、定住者告示上素行善良要件が課されていない。

#### ウ 審査のポイント

上記（2）ウのほか、以下に留意する。

（ア）親族関係の把握

在留資格認定証明書交付申請において提出された資料（過去に不交付としたものを含む。）に基づき、申請人のルーツである中国残留邦人等を第一順位とする親族全体の家系図を作成する。また、必要に応じて、申請人の顔写真（写し）を複数作成し、事情聴取等の際に活用する。

（イ）申請人親族の現住所の把握

戸籍謄本又は改原戸籍に基づき、申請人に関係していると思われる親族の戸籍謄本及び附票を取り寄せ調査する。

（ウ）関係機関からの資料収集

- ① 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室  
未帰還者リスト

（注）国費により帰国した中国残留邦人等に係る資料を保管している。

- ② 都道府県援護事務担当課

一時帰国者からの聞き取り調査に基づき独自に作成した調査票

（注）同調査票のほか、中国残留邦人等からの手紙を保存していることがある。

- ③ 市区町村役場

中国残留邦人等の戸籍謄本・同附票・除籍謄本・改製原戸籍等

（注）かつて満蒙開拓団を出した市区町村にあつては、当時の状況を記述した資料がある。また、中国残留邦人等に対する生活保護・住宅の提供等を行っていることから、多くの情報を有している。

- ④ 中国帰国者定住促進センター

当該施設に入所した中国残留邦人等に係る情報

（注）公益財団邦人中国残留孤児援護基金の施設であり、55歳以上の中国残留邦人等及びその同伴する成人の子1所帯に対し全寮制で4か月間の集団指導を行っていることから、当該施設に入所した中国残留邦人等に係る情報が保管されている。

- ⑤ 法務局

中国残留邦人等の国籍認定事務及び各種戸籍届の受理伺い

（エ）中国残留邦人等の親族・知人等からの事情聴取

- ① 中国残留邦人等の親族及びその係累の中で当該中国残留邦人等をよく知る者から事情聴取等を行い、当該中国残留邦人等の渡中の経緯・家族関係に関する情報を入手するとともに、審査資料（手紙・写真等）の提出を受ける。

- ② 中国残留邦人等と同じ開拓団に所属していた者又は中国残留邦人等の近隣に居住しこれをよく知る者から事情聴取等を行い、当該中国残留邦人等の中国におけ

る正確な居住地、家族関係及び生活状況等の情報を入手する。

(注) 事情聴取は可能な限り面接により実施するものとする。遠隔地のため質問書を送付する場合には、ブローカーにより同人に都合よい回答がなされることがあるので注意すること。なお、不審な点がある回答については、電話等により名宛人に再度確認する必要がある。

### エ 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出(例:住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出)義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>③ 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあつては、子が小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。以下同じ。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>④ 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子にあつては、小学校又は中学校に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>⑤ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑥ 配偶者として在留する者(第8号ニ(i)又は(v))にあつては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの(婚姻については、婚姻及び同居期間が3年を超えるものに限る。)</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 5年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの</p> <p>b 配偶者で在留する者(第8号ニ(i)又は(v))にあつては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況から見て、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの</p> <p>② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに当するもの。</p>

	<p>① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から⑤までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 配偶者として在留する者（第8号ニ（i）又は（v））にあつては、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が6月を超えて1年以下のもの</p>
6月	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 配偶者として在留する者（第8号ニ（i）又は（v））で、離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず、今後、配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。）</p> <p>② 配偶者として在留する者（第8号ニ（i）又は（v））で、夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

- 2 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]

#### 4 素行善良要件

定住者告示第3号、第4号、第5号ハ及び第6号ハに該当する者の素行善良要件については、次のとおり審査する。

(注) 素行善良要件の確認を必要とする者は、定住者告示第3号、第4号、第5号ハ及び第6号ハに該当する者のみとし、告示6号ハ（日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子）に該当する者として入国し、その後成人又は婚姻した者等、現在定住者告示外である者については対象としない。

- (1) 素行が善良であることの判断基準

## ア 在留資格認定証明書の場合

次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）若しくは罰金又はこれらに相当する刑（道路交通法違反による罰金又はこれに相当する刑を除く。以下同じ。）に処せられたことがある者

ただし、以下のいずれかに該当する場合には該当しないものとして扱う。

- 拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）又はこれらに相当する刑については、そのすべての刑の執行を終わり若しくは執行の免除を得た日から10年を経過し、又は、刑の執行猶予の言渡し若しくはこれに相当する措置を受けた場合で当該執行猶予の期間若しくはこれに相当する期間を経過したとき。

- 罰金刑又はこれに相当する刑については、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年を経過したとき。

- 復権により資格を回復したとき。

- (イ) 少年法による保護処分（少年法第24条第1項第1号、第3号、同法第64条第1項第1号、第2号及び第3号）が継続中の者

- (ウ) 日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者

- (エ) 他人に入管法に定める証明書の交付又は許可を受けさせる目的で不正な行為を行った者又は不法就労のあっせんを行った者

## イ 在留資格の変更、在留期間の更新又は在留資格の取得（以下「在留関係許可」という。）の場合

原則として、上記アの（ア）から（エ）までのいずれにも該当しない者であること。

ただし、これらのいずれかに該当するものであっても、引き続き在留を認めるに足りる特段の理由がある者については、許可して差し支えない。

## ウ 査証事前協議について

上記アの（ア）から（エ）までのいずれにも該当しない者であること。

## (2) 素行善良要件に係る審査

## ア 日本国以外の国の法令違反による犯罪歴確認

- (ア) 日本国以外の国の法令違反による犯罪歴を確認するための資料は、申請人の国籍国又は日本に入国する前に居住していた居住国における権限のある機関が発行した犯罪経歴証明書又は無犯罪証明書（以下「犯罪経歴証明書等」という。）とする。

(注) 各国の制度によって、犯歴の記録方法や、執行猶予期間経過等による前科の消滅等、その取扱いに違いがあるので、当該国から発給可能な犯罪経歴証明書等を提出させるものとする。

- (イ) (ア)により確認した犯罪歴について、道路交通法違反による罰金に相当する刑

第12編 在留資格

であるかどうか、上記(1)ア(ア)のただし書きに該当するかどうかについては、申請人に資料を提出させるなどして立証させる。

イ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

ウ [Redacted]  
(ア) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(注1) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(注2) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(イ) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

エ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

オ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(3) 留意点

ア [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(ア) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]  
[Redacted]

(注) [Redacted]

(例) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(エ) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(オ) [Redacted]

(カ) [Redacted]

イ 直近の在留資格変更許可又は在留期間更新許可の後、再入国許可により出国し、3か月を超えて渡航先国に滞在したことがある場合は、当該渡航先国における犯罪歴の有無についても確認する。

ウ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

[Redacted text block]

エ

[Redacted text block]

5 現に公共の負担となっている者又は公共の負担となるおそれのある者であると認められたものの取扱い

(1)

[Redacted text block]

(2)

[Redacted text block]

ア

[Redacted text block]

(注)

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

(注)

[Redacted text block]

6 定住者告示に定めがないもの（告示外定住）

(1) 難民又は補完的保護対象者

法務大臣により難民又は補完的保護対象者として認定されたもの

在留期間更新許可申請の審査における留意事項

ア 提出資料

主たる生計維持者の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額の記載されたもの）

イ 審査

退去強制事由に該当していない限り、許可するものとする。

ウ 在留期間

原則として5年を決定する。

(2) 特別な事情を考慮して入国・在留を認めることが適当であるものの事例

ア 日本人、永住者又は特別永住者である配偶者等と離婚後引き続き本邦に在留を希望する者（ウに該当する者を除く。）

(ア) 許可要件

次のいずれにも該当する者であること。

①

[Redacted]

② 生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

③ 日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと

④ 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

(イ) 在留資格決定に当たっての審査の留意点

①

[Redacted]

[Redacted text block]

- ② 「正常な婚姻関係・家庭生活」は、通常の夫婦としての家庭生活を営んでいたことをいう。したがって、別居していた期間があっても、夫婦としての相互扶助、交流が継続して認められれば、これに該当する。
- ③ 「日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでない」とは、例えば、申請書の記載や面接において、申請人との意思の疎通が可能であればよく、特定の日本語の試験に合格していることまでは問わないものとする。

[Redacted text block]

- ④ [Redacted text block]

(ウ) 在留期間更新許可申請の審査の留意点  
素行及び生計能力を中心に審査する。

(エ) 在留期間

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の返納届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、

	<p>所属機関等に関する届出) 義務を履行しているもの</p> <p>② 申請人が各種の公的義務を履行しているもの</p> <p>③ 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する申請人にとっては、子が小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの</p> <p>④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑤ 在留資格変更許可後5年以上経過し、在留状況及び生計能力に特段の問題が認められないもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月を超えて1年以下のもの</p>
6月	<p>滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

2

(1)

ア

イ

(2)

イ 日本人、永住者又は特別永住者である配偶者等が死亡した後引き続き本邦に在留を希望する者(ウに該当する者を除く。)

(ア) 許可要件

第12編 在留資格

次のいずれにも該当する者であること。

- ① [Redacted]

- ② 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。
- ③ 日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものではないこと
- ④ 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

(イ) 在留資格の決定時の審査の留意点

- ① [Redacted]
- ② 「正常な婚姻関係・家庭生活」は、上記ア(イ)②に同じ。
- ③ 「日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでない」は、上記ア(イ)③に同じ。
- ④ [Redacted]

(ウ) 在留期間の更新時の審査の留意点

[Redacted]

(エ) 在留期間の決定

上記(2)ア(エ)に同じ。

ウ 日本人の実子を監護・養育する者

(ア) 許可の要件

次のいずれにも該当すること。

- ① 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

(注) [Redacted]

② 日本人との間に出生した子を監護・養育している者であって、次のいずれにも該当すること。

- a 日本人の実子の親権者であること。
- b 現に相当期間当該実子を監護・養育していることが認められること。

(イ) 用語の意義

① 「日本人の実子」は、嫡出・非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父又は母が日本国籍を有している者をいう。実子の日本国籍の有無は問わない。

日本国籍を有しない非嫡出子については、日本人父から認知されていることが必要である。

② 「監護養育」とは、親権者等が未成年者を監督し、保護することをいう。民法が「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」（同法第820条）と定めているのと同義である。

(ウ) 在留資格の変更に当たっての留意点

① 日本人実子と同居し、実子を扶養するために定住を希望する旨の記載をするよう指導するとともに、日本在留中は日本人実子を自ら監護養育する旨の文書の提出を求めることとする。

② 上記（ア）に該当しない場合であっても、申請の内容にこれらと同視し得るような特別な事情が認められるときは、当該事情を考慮して審査を行う。

③

④

⑤

⑥

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

⑦ 必要と判断される場合は、実子の監護・養育の事実等につき積極的に実態調査を実施することとし、後日の再調査を要さないように、実態調査担当官が問題点を的確に把握して調査に臨む等、効果的実態調査の実施に留意する。

⑧ 関係者等に対して、電話による照会又は事情聴取を行う場合は、後日の反論を想定して、発言の内容だけではなく、なぜそのように発言したのかについても聴取し、正確を期するようにする。

(注) 特に、訴訟が予想される場合で、重要と判断される当事者又は関係者等からの事情聴取を実施する場合は、電話による事情聴取ではなく、可能な限り本人の出頭を求める等して直接対面してこれを行い、供述調書を作成することとする。また、当事者等が電話以外による事情聴取に応じない等の理由から、直接の事情聴取が実施できない場合は、その理由と経緯を明らかにしておく。

⑨ 婚姻が破綻した夫婦のように、複数の当事者等の間に主張の対立が予想される場合は、すべての当事者等から上記⑦の要領で事情聴取を実施し、事実関係を正確に把握する。

⑩ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(エ) 在留期間の更新に当たっての審査の留意点

① 在留の根拠となった実子の監護・養育の事実を確認する。相当期間にわたって監護・養育を行っていない場合は、上記(ウ)⑩と同様に説明し、次回更新申請時に監護・養育の事実を確認する。なお、実子が就労を開始し、又は婚姻して独立した場合は、この限りでない。

② 上記①のほか、素行、生計能力を中心に審査する。

(オ) 在留期間の決定

上記(2)ア(エ)に同じ。

エ 日本人、永住者又は特別永住者との婚姻が事実上破綻し、引き続き在留を希望する者

(ア) 許可の要件

次の①又は②に該当し、かつ、③及び④に該当する者であること。

①

[Redacted]

②

[Redacted]

(注)

[Redacted]

③ 生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

④ 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること

(イ) 用語の意義

「婚姻が事実上破綻し」とは、婚姻は継続中であるものの、夫婦双方に婚姻継続の意思がなくなったもの、同居・相互の協力扶助の活動が事実上行われなくなり、その状態が固定化していると認められ、婚姻関係を修復・維持し得る可能性がなくなった場合などをいう。

(ウ) 在留資格決定に当たっての審査の留意点

① 婚姻が破綻しているか否かについては、当事者等から事情聴取するなどして、事実関係を正確に把握する。

② 婚姻が未だ破綻しているとまでは認められない場合は、現に有する「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格での期間更新の可否を検討する。

(エ) 在留期間の更新に当たっての留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

(オ) 在留期間

上記(2)ア(エ)に同じ。

オ [Redacted]

(ア) 許可の要件

次の①及び②に該当する者であること。

① 本邦において、養親に扶養されていたと認められる者

②

(イ) 在留資格決定に当たっての審査の留意点

- ① 未成年等のため実親による扶養又は監護が必要となる場合で、扶養又は監護する実親が海外に在住するものを除く。
- ② 未成年等のため実親又は新たな養親による扶養又は監護が必要となる場合で、本邦において、実親又は新たな養親に扶養される場合は、当該実親又は新たな養親に扶養能力が認められること。

(ウ) 在留期間の更新に当たっての審査の留意点

素行、生計能力を中心に審査する。

(エ) 在留期間

在留期間	運用
5年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人又は申請人を扶養する親が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの ② 申請人又は申請人を扶養する親が各種の公的義務を履行しているもの ③ 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子にあつては、小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの ④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの ⑤ 本邦に5年以上在留しているもの
3年	次のいずれかに該当するもの ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 5年、1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの
1年	次のいずれかに該当するもの ① 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの ② 在留状況等からみて、1年に1度その状況を確認する必要があるもの ③ 滞在予定期間が6月を超えて1年以下のもの
6月	滞在予定期間が6月以下のもの

※1 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許

可とする場合の在留期間を検討することとなる。

- 2 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- (2) [Redacted]

カ 難民又は補完的保護対象者の認定申請における審査において把握した特別な事情を考慮して在留資格「特定活動」(注)により、1年の在留期間の決定を受けた者で、在留資格「定住者」への在留資格変更許可申請を行ったもの。  
(注)本国等における情勢不安を理由に本邦への在留を希望し、緊急措置として「特定活動」を許可された者は含まれないことに留意する。

(ア) 許可の要件

次のいずれかに該当すること。

- ① 入国後10年を経過していること。
- ② 在留特別許可又は在留資格変更許可により在留資格「特定活動」の決定を受けた後、3年を経過していること。

(イ) 在留資格変更許可申請の審査の留意点

- ① 上記(ア)の要件に該当する者と生計を一にし、同居する配偶者、子及び親については、要件該当者の処分に合わせる取扱いとする。
- ② 難民又は補完的保護対象者の認定申請において把握した特別な事情を踏まえ、人道配慮による在留特別許可によって在留資格「特定活動」の決定を受けた者の場合、その特殊事情にかんがみ、申請人の在留中における生計維持能力については問わないものとする。

- ③ [Redacted]

[Redacted text block]

④ 上記の要件に適合しない場合であっても、人道上配慮を要すべき特別の事情があると認められるときは、本庁に請訓する。

(ウ) 在留期間更新許可申請の審査の留意点  
素行、生計能力を中心に審査する。

(エ) 在留期間の決定  
上記(2)ア(エ)に同じ。

(オ) 補足事項  
カの注書きにより、定住許可の対象外とされている者について、人道上配慮を要すべき特別な事情があると認められるときは、本庁に請訓する。

キ [Redacted text block]

(ア) 許可の要件  
上記カに準じて取り扱う。

(イ) 在留期間更新許可申請の審査の留意点  
素行、生計能力を中心に審査する。

(ウ) 在留期間の決定  
上記(2)ア(エ)に同じ。

(エ) [Redacted text block]

ク 「家族滞在」をもって在留する者で、本邦で小中高を卒業後に就職する者

(ア) 対象者及び審査のポイントについては、第25節第2の2を参照。

(イ) 在留期間の決定

上記(2)ア(エ)に同じ。

ケ 「特定活動」(告示外) / 本邦で高校を卒業後に就職) から在留資格変更許可申請を行ったもの

(ア) 対象者及び審査のポイントについては、第25節第2の2を参照。

(イ) 在留期間の決定

上記(2)ア(エ)に同じ。

コ 在留資格「特定活動」(告示43号) から在留資格変更許可申請を行ったもの

(ア) 対象者及び審査のポイントについては、第26節第1(24)カ(ア)を参照。

(イ) 在留期間の決定

上記(2)ア(エ)に同じ。

## 7 立証資料

上記3から6までに規定するところによるほか、第31節別表のとおりとする。

(注) 6(2)ク及びケについては、第25節第8を参照。

6(2)コについては、第26節第1(24)カ(ア)を参照。

## 第2 応用・資料編

### 1 第三国定住難民

#### (1) 第三国定住難民に対する定住の支援

- ア 関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介、職業訓練又は生活支援を行う。
- イ 関係行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。
- ウ 政府機関及び地方公共団体についても、上記イと同様の努力をするよう求めるものとする。

#### (2) 具体的な実施方法

##### ア 受入れの実態等に関する調査・検証

(ア) 平成22年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから5年間は定期的に、その後は必要に応じて、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。

(イ) 上記(ア)の調査結果等に基づき、受入れ実施状況について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行い、難民の受入れの実施後5年を目途として、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

##### イ 受け入れる第三国定住難民の選考・定住先の決定

(ア) 我が国が受け入れる第三国定住難民が一時滞在している国（以下「対象国」という。）は難民対策連絡調整会議において検討の上決定する。

(イ) 国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）と調整の上、候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、難民対策連絡調整会議において受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。

(ウ) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。

(エ) 面接調査は、UNHCR及び国際移住機関（以下「IOM」という。）等の協力を得て、対象国において行う。

(オ) 定住支援施設における総合的な定住支援終了後の第三国定住難民の定住先地域は、難民対策連絡調整会議において受入れ先の受入れ態勢等について確認の上で決定する。

#### (3) 第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

##### ア 対象国から我が国に入国するまでの支援

(ア) IOMに委託し、対象国において、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、

出国前研修及び健康診断を実施する。

(イ) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。

(ウ) 第三国定住難民が対象国から我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

イ 定住支援施設における総合的な定住支援

(ア) 定住支援施設及び居住施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、定住支援施設及び居住施設（定住支援施設と同一の施設でも構わない。）を確保する。

(イ) 入国当初の初動支援

① 受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、居住施設に入所させ、健康診断を実施する。

② 到着直後から一週間程度、居住施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

(ウ) 定住支援施設における総合的な定住支援の内容

受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

① 日本語教育

② 社会生活適応指導 等

(エ) 入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて約180日間とする。

(4) 第三国定住難民の家族呼び寄せ

ア 我が国が受け入れた第三国定住難民（家族呼び寄せにより受け入れた者を除く。）がその家族の呼び寄せを希望する場合において、その家族が、UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものであって、かつ、同難民とその家族との相互扶助によりそれぞれの生活を自ら維持していくことが可能であると認められるときは、その家族を受け入れることができるものとする。

イ 上記アにより受け入れる家族は、家族の呼び寄せを希望する第三国定住難民が一時滞在していた国に一時滞在している親族を基本とする。

ウ 受入れの可否は書類選考等の結果に基づき、難民対策連絡調整会議において決定し、UNHCRに通知する。

エ 受け入れた家族に対し、必要に応じ、前記（3）と同様の定住支援を行う。

(5) 第三国定住難民であることの証明書の交付

出入国在留管理庁は、第三国定住難民から同難民であることを証する証明書の交付申請があった場合には、申請者に対し、同証明書を交付する。

## 2 中国残留邦人等及びその親族等について（いわゆる日系中国人2世、3世等）

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により、国費で帰国する中国残留邦人については、現地査証が発給される（一部法務省にも協議されるものもあるが、本庁において処理されている。〔Kクリアランス〕）。
- (2) 既に我が国に在留している中国残留邦人が告示に該当する者と呼び寄せるときは在留資格認定証明書の交付申請をすることとなるが、昨今、偽装日系人が多数入国している状況を踏まえ審査する。
- (3) 同法及び同法施行規則の対象者は、別表に掲げる「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関連入国者の取扱い一覧表」（以下「一覧表」という。）のとおりである。
- (4) 査証申請時に就籍が許可されている者等は日本国籍を有するものであるが、諸般の事情から中国を出国時に中国旅券に日本国査証を受けて出国することがあり、この場合も「外国人」として取り扱う。
- (5) 査証発給に係る事前協議等の取扱い
  - ア 一覧表に掲げる永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びビシを除く者に係る査証発給については、原則として、当省に対する事前協議を行うことなく、在外公館又は外務省限りで処理する。
  - イ 一覧表に掲げる永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びビシに該当する者については、査証発給の申請に先立ち、厚生労働省から当省に対し個別認定事前協議がなされることとなっているが、当該案件は本庁において処理する。厚生労働省が当省との個別認定事前協議を終了した者に係る査証発給については、在外公館又は外務省限りで処理する。
  - ウ 一時帰国対象者に係る査証発給については、原則として、当省に対する事前協議を行うことなく、在外公館又は外務省限りで処理する。
  - エ ア及びイに掲げる対象者に係る案件で「同行」要件を満たさないもの及び該当性について疑義がある等外務省限りで判断が困難な案件についての査証発給については、例外的に外務省から当省に事前協議が行われることとなるが、当該案件については、本庁から地方局等に審査指示するので、審査指示を受けた地方局等は審査結果につき速やかに報告する。
- (6) 在留資格認定証明書の交付を希望する場合の取扱い
  - ア 外国人又はその代理人が、一覧表に掲げた永住帰国対象者のうち、ウ、カ及びビシ以

外の範ちゅうに属する者であるとして、在留資格認定証明書の交付を希望する場合は、通常の案件と同様に取り扱って差し支えない。

イ 外国人又はその代理人が、一覧表に掲げる永住帰国対象者のうちウ、カ及びシに該当するものとして厚生労働大臣の認定を受けたことを主張し、在留資格認定証明書の交付を希望する場合には、これらの範ちゅうの者は在留資格「日本人の配偶者等」に該当せず、又は在留資格「定住者」に係る法務省告示に該当しないことから、在留資格認定証明書の交付を受けることができないので、その旨外国人又はその代理人に説明した上、査証発給の申請を行うよう指導する。

ウ 指導を行ったにもかかわらず、外国人又はその代理人が在留資格認定証明書の交付申請を強く希望する場合には、当該申請を受け付けた上、速やかに不交付処分を行う。

#### (7) 査証の表示

##### ア 査証内容

###### (ア) 永住帰国者

査証区分 特定  
 滞在期間 3年（又は1年）  
 入国目的 as long term resident  
 又は as spouse or child of Japanese national

###### (イ) 一時帰国者（介護人を含む。）

査証区分 短期滞在  
 滞在期間 90日  
 入国目的 as temporary visitor

イ 在外公館又は外務省限りで発給される査証（上記（5）ア又はウ）については、中国残留邦人等関連案件であることを明らかにし、かつ、上陸審査及び入国後の在留期間更新許可申請等において身分関係の確認、把握等を容易に行うことができるよう、査証が貼付された頁に「欄外表記記載書」がステイプラーで添付されている。なお、当該書面にはそれぞれ次のような文言が付記される。

###### (ア) 本人の場合

「本人（承認番号：樺一旅第XXXX号または中一旅XXXX号）  
 帰国または一時帰国（国費）」

###### (イ) 同伴家族の場合

「・・・に同伴（続柄）  
 帰国または一時帰国（国費）」

###### (ウ) 介護人の場合

「・・・の介護人」

(エ) 自費帰国の場合

「本人または・・・に同伴（続柄）

自費帰国または一時帰国（自費）」

ウ 当省と厚生労働省との間で個別認定事前協議を了した案件（上記（5）イ）について発給される査証には、次の協議番号が付される。

(ア) 中国の地域に居住している者に発給される査証

K01-000（暦年、001から使用）

(イ) 中国以外の地域に居住している者に発給される査証

K01-500（暦年、501から使用）

エ 当省と外務省との間で事前協議を了した案件（上記（5）エ）について発給される査証には、次の協議番号が付される。

01-65000（暦年、65001から使用）

(8) 上陸審査

上記（5）イにより査証の発給を受けている者からの上陸申請については、法第7条第1項第2号の上陸条件のうち在留資格該当性（告示該当性）の要件に適合しないものであるが、査証発給の申請に先立ち厚生労働省から当省に対し個別認定事前協議がなされた後に査証の発給を受けたものであることから、上陸審査に当たっては、特別審理官へ引き渡した上で上陸審判手続を執ることとなる。

(注) 本庁はこれらの者の入国日時等が判明次第、入国予定港を管轄する地方局等又は出張所へ連絡する。

(9) 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請

ア 一覧表中、一時帰国対象者から在留資格変更許可申請があったときは、これを受け付け、本庁に請訓する。

(注) 日中間における「中国残留日本人孤児問題の解決に関する協議」の結果、「里帰りのため訪日した孤児が、中国へ戻ることを望まない場合には、日本政府は、その孤児が家庭問題を解決するため、一旦中国へ戻るよう必要な措置をとる。」こととされており、具体的には、厚生労働省において、当該帰国者が一旦中国に戻るよう指導、説得を行うことになっている。

イ 一時帰国する中国残留邦人等に同行して入国した介護人から単独で在留期間更新許可申請があったときは、原則としてこれを許可しない。

【参考法令】

① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

(定義)

第2条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

2、3 (略)

4 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。

5 (略)

(永住帰国旅費の支給等)

第6条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用(当該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。)を支給する。

(一時帰国旅費の支給等)

第18条 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用(当該一時帰国する中国残留邦人等に同行する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものがある場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生労働省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。)を支給する。

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)

(法第2条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める者)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)

第2条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者

## 第12編 在留資格

であって出生の届出をすることができなかつたために同日において日本国民として本邦に本籍を有していなかつたもの（その出生の日において日本国民として本邦に本籍を有していた者を両親とするものに限る。）

二 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたものを母親とし、かつ、同日において日本国民として本邦に本籍を有していた者（同日以前から引き続き中国の地域に居住しているものを除く。）を父親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

三 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

（法第2条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者）

第2条 法第2条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 樺太の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの
- 二 前号に掲げる者を両親として昭和20年9月3日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者
- 三 中国の地域以外の地域において前2号に掲げる者と同様の事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

（親族等）

第10条 法第6条第1項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。

- 一 配偶者
- 二 18歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）
- 三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であって当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの
- 四 実子であって当該中国残留邦人等（55歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自

立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中国残留邦人等から申出のあったもの

五 前号に規定する者の配偶者（前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。）

六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者  
(親族等)

第21条 法第18条第1項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の18歳未満の子（配偶者がいないものに限る。）であつて当該中国残留邦人等に同行するものとする。

(一時帰国のために介護人が必要な場合)

第22条 法第18条第1項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行をすることが困難であると認められる場合とする。

### 3 日本人の実子を扶養する外国人親に係る査証協議の取扱いについて

(1) かつて、正規在留者として本邦において当該子の扶養の実績が認められるものについては当該事実を配慮する。

(2) 申請人が、日本人の実子の親以外の外国人と現に婚姻関係にないこと。

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

[REDACTED]

#### (5) 留意事項

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

[Redacted text block]

(注) [Redacted text]

i [Redacted text]

ii [Redacted text]

[Redacted text]

iii [Redacted text]

[Redacted text]

4 市区町村長が行政機関から戸籍法第24条第3項の通知を受けた場合の取扱い

[Redacted text block]

(1) [Redacted text]

(2) [Redacted text]

(3) [Redacted text]

【参考】戸籍法

第24条 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであつて、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、同項の許可を要しない。

4 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

## 5 帰国支援事業による帰国支援を受けた日系人への対応

平成21年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援を受けた日系人（以下「帰国支援対象者」という。）については、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による入国を認めないこととしていたが、関係府省と協議した結果、平成25年10月15日より、一定の条件を満たした者の入国を認めることとした。

（注1）「帰国支援事業」とは、平成21年4月、政府は、米国のサブプライム問題を発端とする経済危機の影響による雇用失業情勢の悪化への対策の一環として、再就職を断念し帰国を決意したいいわゆる南米諸国の日系人に対し、再度日系人としての身分に基づく在留資格で入国しないことを条件に、帰国支援金を支給することとしたもの。

（注2）「一定の条件」とは、本邦での就労により滞在費を支弁する場合には、在外公館における査証申請の際に「1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」を提出することをいう。

帰国支援対象者から在留資格認定証明書交付申請があった場合の審査、査証協議について審査指示がされた場合の審査及び上陸の申請があった場合の審査等については、以下の点に留意する。

（1）同様の身分に基づく在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請があった場合の留意事項等

### ア 滞在費支弁方法の確認

（ア）本邦での就労により滞在費を支弁する場合

通常提出を求めている「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」（※）の内容及び雇用に至る経緯等を雇用主から確認し、雇用予定がないことやこれらの書面の偽造等が判明した場合には、在留資格認定証明書を不交付とする。

※ 「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」の提出に代えて「1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」が提出された場合には、「雇用予定証明書」又は「採用内定通知書」の提出を求める必要はない。

（イ）本邦での就労以外の方法で滞在費を支弁する場合

本邦での滞在費支弁方法について必ず説明を求め、その具体的資料（例えば、本邦において在留する者による扶養を受ける場合には、当該扶養者の在職事実及び収入を明らかにする資料等）についても提出を求める。

また、現に有する資産により滞在費を支弁する場合についても当該資産を明らかにする資料の提出を求める。

イ 在留資格認定証明書を交付する場合の在留期間

原則として「1年」とする。

ウ 在留資格認定証明書を交付する際の案内

本邦での就労により滞在費を支弁する場合には、在外公館における査証申請の際、「1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」の提出が求められることから、在留資格認定証明書を交付する際は、「帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ」（参考様式）を併せて交付する。

(2) 同様の身分に基づく在留資格に係る査証協議について審査指示がされた際の留意事項等

ア 滞在費支弁方法の確認

(ア) 本邦での就労により滞在費を支弁する場合

[Redacted text block]

(イ) 本邦での就労以外の方法で滞在費を支弁する場合

[Redacted text block]

イ 査証発給適当として回答する場合の在留期間

[Redacted text block]

(3) 上陸の申請があった場合の審査における留意事項等

ア 留意事項

[Redacted text block]

イ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(4) 帰国支援対象者が査証申請を行う際に提出が必要となる雇用契約書の書式等について

本邦での就労により滞在費を支弁する者が査証申請を行う際に提出が必要となる「1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」の書式等について、帰国支援対象者等から当該雇用契約書の書式等について問い合わせがあった場合には、最終的には査証申請を行う在外公館に確認する必要があることを伝えた上で、以下の内容により案内して差し支えない。

ア 「1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し」について

- (ア) 「雇用契約書」は、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、労働時間、賃金等、雇用契約の内容が明らかとなる事項が記載されているものとする。
- (イ) 「雇用契約書」が作成されていない等、同写しを提出できない場合は、例えば、労働基準法に規定された「労働条件通知書（法令上労使の署名は義務付けられていない。）」に労使双方の署名を付したものの写し等を、代替書類として提出することは可とする。

(参考)

① 労働条件通知書

労働基準法第15条及び同法施行規則第5条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、労働時間、賃金等の労働条件の書面による交付が義務付けられている。

② 関連ホームページ

厚生労働省ホームページ内「主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法関係主要様式）」から労働条件通知書のひな形をダウンロードすることができる（ただし、同通知書を雇用契約書の代わりに使用する場合は、労使双方の署名欄がないため、同署名欄を別途作成すること）。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

イ 「雇用期間」について

雇用期間の定めのない契約については、「1年以上の雇用期間」の条件を満たすものとする。

第12編 在留資格

(5) その他

[Redacted text block]

